

あま市地域防災計画の修正要旨

I あま市地域防災計画の修正の根拠

あま市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、愛知県地域防災計画の修正等に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正はあま市防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第16条）。

II 機構改革及び施設名称等の見直しに関する修正事項

1. あま市の機構改革及び施設名称等の見直しに伴う修正

(1) 風水害等災害対策計画	P 2
(2) 地震・津波災害対策計画	P 8
(3) 資料編	P 11

1. あま市の機構改革及び施設名称等の見直しに伴う修正

あま市の機構改革に伴い、あま市災害対策本部組織等の部や班及びそれらに所属する課について見直しを行い、施設名称の変更に伴い「本庁舎」という表記を「あま市役所」に修正するなど施設名称等について見直しを行いました。

(1) 風水害等災害対策計画

① <修正箇所> P53～

■第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行	修正案
第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備	第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備
<p>1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置</p> <p>(2) 防災用拠点施設の整備促進 (略)</p> <p>災害対策本部としての活動拠点となる市役所本庁舎の建て替えの際には、庁舎一階床レベルを現状地盤レベルより高く設定し、集中豪雨等による浸水リスクを最小限に抑え、災害時の拠点・中枢機能等必要な施設・設備対策を講じるものとする。</p> <p>(3) 公的機関の業務継続性の確保 イ (略) イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定</p>	<p>1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置</p> <p>(2) 防災用拠点施設の整備促進 (略)</p> <p>災害対策本部としての活動拠点となるあま市役所の建て替えの際には、庁舎一階床レベルを現状地盤レベルより高く設定し、集中豪雨等による浸水リスクを最小限に抑え、災害時の拠点・中枢機能等必要な施設・設備対策を講じるものとする。</p> <p>(3) 公的機関の業務継続性の確保 イ (略) イ) あま市役所が使用できなくなった場合の代替施設の特定</p>

② <修正箇所> P91～

■第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

(2)

現行	修正案
第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営	第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営
<p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 イ 災害対策本部の設置場所 災害対策本部はあま市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は、代替施設を次のとおりとする。 第1順位 甚目寺庁舎 第2順位 甚目寺総合体育館 第3順位 七宝公民館</p> <p>(2) 本部の組織・運営 災害対策本部は、本部長、副本部長並びに企画財政部、総務部、市民生活部、福祉部、建設産業部、上下水道部、教育部を</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 イ 災害対策本部の設置場所 災害対策本部はあま市役所に設置する。あま市役所が被災した場合は、代替施設を次のとおりとする。 第1順位 甚目寺総合体育館 第2順位 七宝総合体育館 第3順位 七宝公民館</p> <p>(2) 本部の組織・運営 災害対策本部は、本部長、副本部長並びに市長公室、総務部、市民生活部、福祉・子ども健康部、建設産業部、上下水道部、</p>

現行	修正案
<p>もって構成し、市長を本部長とし、副本部長に副市長及び教育長をあてる。</p>	<p>教育部をもって構成し、市長を本部長とし、副本部長に副市長及び教育長をあてる。</p>
<p>(3) 本部員会議 ア 本部員会議の開催 イ 本部員会議は、特別の指示がない限り、<u>本庁舎</u>で開催する。</p>	<p>(3) 本部員会議 ア 本部員会議の開催 イ 本部員会議は、特別の指示がない限り、<u>あま市役所</u>で開催する。</p>
<p>4 標識等</p>	<p>4 標識等</p>
<p>(1) 災害対策本部の標識 災害対策本部が設置されたときは、その設置を示す標示板を市役所<u>本庁舎</u>正面玄関に掲げるものとする。</p>	<p>(1) 災害対策本部の標識 災害対策本部が設置されたときは、その設置を示す標示板を<u>あま</u>市役所正面玄関に掲げるものとする。</p>
<p>7 非常配備体制下の活動</p>	<p>7 非常配備体制下の活動</p>
<p>(2) 第2非常配備体制下の活動 ウ <u>総務部長</u>は、関係部長及び防災会議委員と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、関係市民の避難立退きその他緊急措置について本部長に報告し、及び必要な運営を行うものとする。 エ <u>総務部長</u>は、現在までの情報及び市民に対する指示事項を取りまとめ、必要に応じ周知するものとする。</p>	<p>(2) 第2非常配備体制下の活動 ウ <u>市長公室長</u>は、関係部長及び防災会議委員と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、関係市民の避難立退きその他緊急措置について本部長に報告し、及び必要な運営を行うものとする。 エ <u>市長公室長</u>は、現在までの情報及び市民に対する指示事項を取りまとめ、必要に応じ周知するものとする。</p>
<p>8 伝達方法</p>	<p>8 伝達方法</p>
<p>(2) 発災時の非常配備の伝達等 ア 勤務時間内 イ <u>安全安心</u>課は、非常配備に該当する気象予報警報等を受理したときは、直ちに庁内放送、グループウェア、電話等により、気象予報警報等の種類及び配備の種別を伝達するものとする。 イ 勤務時間外 イ 当直員は、非常配備に該当する気象予報警報等を受理したときは、直ちに<u>総務部長、安全安心課長及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。</u> イ <u>当直員は、総務部長、安全安心課長及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたときは、速やかに関係者並びに指令された非常配備の各部署</u></p>	<p>(2) 発災時の非常配備の伝達等 ア 勤務時間内 イ <u>危機管理</u>課は、非常配備に該当する気象予報警報等を受理したときは、直ちに庁内放送、グループウェア、電話等により、気象予報警報等の種類及び配備の種別を伝達するものとする。 イ 勤務時間外 イ 当直員は、非常配備に該当する気象予報警報等を受理したときは、直ちに<u>市長公室長及び危機管理課長に連絡しなければならない。</u> イ 当直員は、総務部長、安全安心課長及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたときは、速やかに関係者並びに指令された</p>

現行	修正案
<p style="text-align: center;"><u>の責任者に緊急連絡を行う。</u></p> <p>㊦) 各部班の責任者は、<u>当直員</u>から連絡を受けたときは、直ちに部班内の非常配備担当職員に連絡しなければならない。</p> <p>(エ) (オ)</p> <p style="text-align: center;">＜伝達系統図＞</p> <p>図中： <u>総務部</u> 宿日直者 <u>安全安心課</u></p> <p>9 参集場所 参集場所は<u>本庁舎</u>とするが、その他の公共施設及び施設参集職員は、当該各施設に参集するものとする。なお、出向者、休職者については参集を免除するものとする。</p> <p>10 職員の動員要請 (1) 動員要請 各部長は、他部の職員の応援が必要な場合は、<u>総務部長</u>に次の事項を示して応援を要請する。 (2) 動員の措置 <u>総務部長</u>は、応援要請内容、また災害対策全体の応急活動状況等を勘案して、緊急の応急活動業務の少ない部から動員の指示を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>非常配備の各部班の責任者に緊急連絡を行う。</u></p> <p>(イ) 各部班の責任者は、<u>市長公室長及び危機管理課長</u>から連絡を受けたときは、直ちに部班内の非常配備担当職員に連絡しなければならない。</p> <p>(ウ) (エ)</p> <p style="text-align: center;">＜伝達系統図＞</p> <p>図中： <u>市長公室</u> 宿日直業者 <u>危機管理課</u></p> <p>9 参集場所 参集場所は<u>あま市役所</u>とするが、その他の公共施設及び施設参集職員は、当該各施設に参集するものとする。なお、出向者、休職者については参集を免除するものとする。</p> <p>10 職員の動員要請 (1) 動員要請 各部長は、他部の職員の応援が必要な場合は、<u>市長公室長</u>に次の事項を示して応援を要請する。 (2) 動員の措置 <u>市長公室長</u>は、応援要請内容、また災害対策全体の応急活動状況等を勘案して、緊急の応急活動業務の少ない部から動員の指示を行う。</p>

② <修正箇所> P112～
■第3編 第2章 避難行動

現行	修正案
第1節 気象予報警報等の発表、伝達	第1節 気象予報警報等の発表、伝達
13 受領、伝達要領 (1) 受理責任者 県及び関係機関からの気象予報警報等の	13 受領、伝達要領 (1) 受理責任者 県及び関係機関からの気象予報警報等の

現行	修正案
<p>受理責任者は、<u>総務部長</u>とする。</p> <p>(2) 市長及び職員等への伝達 気象予報警報等を受領した<u>総務部長</u>は、気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、庁内放送等により職員に伝達し、あるいは、その内容により関係部課長に伝達する。</p> <p>(3) 市民及び関係機関等への伝達 各部課長は、庁内放送又は個々に<u>総務部長</u>から気象予報警報等の伝達を受けた場合は、速やかに、その内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要により市民、市内の官公署、学校その他関係機関へ所要の連絡を行うものとする。</p> <p>(5) 書類の作成及び保存 <u>総務部長</u>は、気象予報警報等の受領伝達その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、書類を作成し、保存するものとする。</p>	<p>受理責任者は、<u>市長公室長</u>とする。</p> <p>(2) 市長及び職員等への伝達 気象予報警報等を受領した<u>市長公室長</u>は、気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、庁内放送等により職員に伝達し、あるいは、その内容により関係部課長に伝達する。</p> <p>(3) 市民及び関係機関等への伝達 各部課長は、庁内放送又は個々に<u>市長公室長</u>から気象予報警報等の伝達を受けた場合は、速やかに、その内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要により市民、市内の官公署、学校その他関係機関へ所要の連絡を行うものとする。</p> <p>(5) 書類の作成及び保存 <u>市長公室長</u>は、気象予報警報等の受領伝達その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、書類を作成し、保存するものとする。</p>

③ <修正箇所> P128～
 ■第3編 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

現行	修正案
第3節 広報 3 各機関の措置 (1) 広報活動 ア 広報担当者 災害広報は、 <u>企画財政部</u> 広報広聴・ <u>情報班</u> が担当する。	第3節 広報 3 各機関の措置 (1) 広報活動 ア 広報担当者 災害広報は、 <u>市長公室</u> 広報広聴・ <u>本部秘書班</u> が担当する。

④ <修正箇所> P135～
 ■第3編 第4章 応援協力・派遣要請

現行	修正案
第3節 自衛隊の災害派遣 2 市又は関係機関における措置	第3節 自衛隊の災害派遣 2 市又は関係機関における措置

現行	修正案
<p>(1) 自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、市長は海部県民事務所を經由し、知事にその旨を文書（部隊等の派遣要請依頼書（様式第51号））で申し出て、知事から自衛隊に要請する。応援派遣に関する事務は、<u>企画財政部</u>協力班が実施する。</p>	<p>(1) 自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、市長は海部県民事務所を經由し、知事にその旨を文書（部隊等の派遣要請依頼書（様式第51号））で申し出て、知事から自衛隊に要請する。応援派遣に関する事務は、<u>市長公室</u>協力班が実施する。</p>

⑤ <修正箇所> P151～

■第3編 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

現行	修正案
第1節 医療救護	第1節 医療救護
<p>1 市における措置</p> <p>(1) 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社愛知県支部）を実施責任者とし、医療及び助産に関する事務は、<u>市民生活部</u>医療救護班が実施する。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社愛知県支部）を実施責任者とし、医療及び助産に関する事務は、<u>福祉・子ども健康部</u>医療救護班が実施する。</p>

⑥ <修正箇所> P185～

■第3編 第10章 水・食品・生活必需品等の供給

現行	修正案
第3節 生活必需品の供給	第3節 生活必需品の供給
<p>1 市における措置</p> <p>(1) 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、生活必需品の給与又は貸与は、福祉部社会福祉班及び市民生活部避難所支援班が実施する。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、生活必需品の給与又は貸与は、<u>福祉・子ども健康部</u>社会福祉班及び市民生活部避難所支援班が実施する。</p>

⑦ <修正箇所> P190～

■第3編 第12章 遺体の取扱い

現行	修正案
第1節 遺体の搜索	第1節 遺体の搜索
<p>1 市における措置</p> <p>(1) 実施責任者 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、遺体の搜索、処理、埋火葬についての事務は、<u>総務部業務班及び</u>市民生活部市民班が実施する。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 実施責任者 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、遺体の搜索、処理、埋火葬についての事務は、市民生活部市民班が実施する。</p>

(2) 地震・津波災害対策計画

① <修正箇所> P63～

■第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行	修正案
第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備	第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備
<p>1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置</p> <p>(2) 防災用拠点施設の整備促進 (略)</p> <p>災害対策本部としての活動拠点となる市役所本庁舎の建て替えの際には、庁舎一階床レベルを現状地盤レベルより高く設定し、集中豪雨等による浸水リスクを最小限に抑え、災害時の拠点・中枢機能など必要な施設・設備対策を講じるものとする。</p> <p>(3) 公的機関の業務継続性の確保 イ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定</p>	<p>1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置</p> <p>(2) 防災用拠点施設の整備促進 (略)</p> <p>災害対策本部としての活動拠点となるあま市役所の建て替えの際には、庁舎一階床レベルを現状地盤レベルより高く設定し、集中豪雨等による浸水リスクを最小限に抑え、災害時の拠点・中枢機能など必要な施設・設備対策を講じるものとする。</p> <p>(3) 公的機関の業務継続性の確保 イ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ) あま市役所が使用できなくなった場合の代替施設の特定</p>

① <修正箇所> P108～

■第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

現行	修正案
第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営
<p>1 市における措置</p> <p>(1) 地震情報の収集・伝達 (略)</p> <p>市内の震度は、市役所に配備されている計測震度計により確認するとともに、テレビ・ラジオを視聴し、また県防災行政無線により県内市町村等の震度状況を確認し、地震の規模、震源等を把握するものとする。</p> <p>(3) 災害対策本部の組織 (略)</p> <p>なお、災害対策本部を設置したときは、本庁舎正面玄関に標示板を設置するとともに、腕章の着用等を行う。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 地震情報の収集・伝達 (略)</p> <p>市内の震度は、市内に配備されている計測震度計により確認するとともに、テレビ・ラジオを視聴し、また県防災行政無線により県内市町村等の震度状況を確認し、地震の規模、震源等を把握するものとする。</p> <p>(3) 災害対策本部の組織 (略)</p> <p>なお、災害対策本部を設置したときは、あま市役所正面玄関に標示板を設置するとともに、腕章の着用等を行う。</p>

現行	修正案																						
<p>(6) 災害対策本部長の職務代理者 災害対策本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合又は登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次のとおりとする。</p> <p>第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 総務部長</p> <p>(7) 災害対策本部の代替場所 災害対策本部は本庁舎に設置するものとするが、庁舎が被災した場合は、代替施設を次のとおりとする。</p> <p>第1順位 甚目寺庁舎 第2順位 甚目寺総合体育館 第3順位 七宝公民館</p> <p>(9) 非常配備 ア 非常配備の区分 非常配備は、次の3段階に区分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">非常配備の種類</th> <th colspan="2">時期</th> </tr> <tr> <th>始期</th> <th>終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1非常配備</td> <td>準備配備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初動体制</td> <td>1 市内で震度4を観測した地震が発生した場合において総務部長が第1非常配備を指令したとき。</td> <td>災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、総務部長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 自動配置 (7) 勤務時間内 a 安全安心課は、直ちに庁内放送、グループウェア、電話等により、庁内職員及び市施設の職員に対して当該地震の震度、震源等の情報、取るべき注意事項等を伝達するとともに、非常配備担当職員の招集の徹底を図る。</p> <p>オ 参集場所 参集場所は本庁舎とする。ただし、公共施設を管理する職員は当該施設に参集</p>	非常配備の種類	時期		始期	終期	第1非常配備	準備配備		初動体制	1 市内で震度4を観測した地震が発生した場合において 総務部長 が第1非常配備を指令したとき。	災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、 総務部長 が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。	<p>(6) 災害対策本部長の職務代理者 災害対策本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合又は登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次のとおりとする。</p> <p>第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 市長公室長</p> <p>(7) 災害対策本部の代替場所 災害対策本部はあま市役所に設置するものとするが、庁舎が被災した場合は、代替施設を次のとおりとする。</p> <p>第1順位 甚目寺総合体育館 第2順位 七宝総合体育館 第3順位 七宝公民館</p> <p>(9) 非常配備 ア 非常配備の区分 非常配備は、次の3段階に区分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">非常配備の種類</th> <th colspan="2">時期</th> </tr> <tr> <th>始期</th> <th>終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1非常配備</td> <td>準備配備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初動体制</td> <td>1 市内で震度4を観測した地震が発生した場合において市長公室長が第1非常配備を指令したとき。</td> <td>災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、市長公室長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 自動配置 (7) 勤務時間内 a 危機管理課は、直ちに庁内放送、グループウェア、電話等により、庁内職員及び市施設の職員に対して当該地震の震度、震源等の情報、取るべき注意事項等を伝達するとともに、非常配備担当職員の招集の徹底を図る。</p> <p>オ 参集場所 参集場所はあま市役所とする。ただし、公共施設を管理する職員は当該施設</p>	非常配備の種類	時期		始期	終期	第1非常配備	準備配備		初動体制	1 市内で震度4を観測した地震が発生した場合において 市長公室長 が第1非常配備を指令したとき。	災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、 市長公室長 が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。
非常配備の種類		時期																					
	始期	終期																					
第1非常配備	準備配備																						
	初動体制	1 市内で震度4を観測した地震が発生した場合において 総務部長 が第1非常配備を指令したとき。	災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、 総務部長 が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。																				
非常配備の種類	時期																						
	始期	終期																					
第1非常配備	準備配備																						
	初動体制	1 市内で震度4を観測した地震が発生した場合において 市長公室長 が第1非常配備を指令したとき。	災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、 市長公室長 が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。																				

現行	修正案
<p>し、施設参集職員は指定された施設に参集するものとする。なお、出向者、休職者については参集を免除するものとする。</p> <p>キ 職員の動員要請</p> <p>(ア) 動員要請</p> <p>各部長は、他部の職員の応援が必要な場合は、総務部長に次の事項を示して応援を要請する。</p> <p>(イ) 動員の措置</p> <p>総務部長は、応援要請内容、また災害対策全体の応急活動状況等を勘案して、緊急の応急活動業務の少ない部から動員の指示を行う。</p>	<p>に参集し、施設参集職員は指定された施設に参集するものとする。なお、出向者、休職者については参集を免除するものとする。</p> <p>キ 職員の動員要請</p> <p>(ア) 動員要請</p> <p>各部長は、他部の職員の応援が必要な場合は、市長公室長に次の事項を示して応援を要請する。</p> <p>(イ) 動員の措置</p> <p>市長公室長は、応援要請内容、また災害対策全体の応急活動状況等を勘案して、緊急の応急活動業務の少ない部から動員の指示を行う。</p>

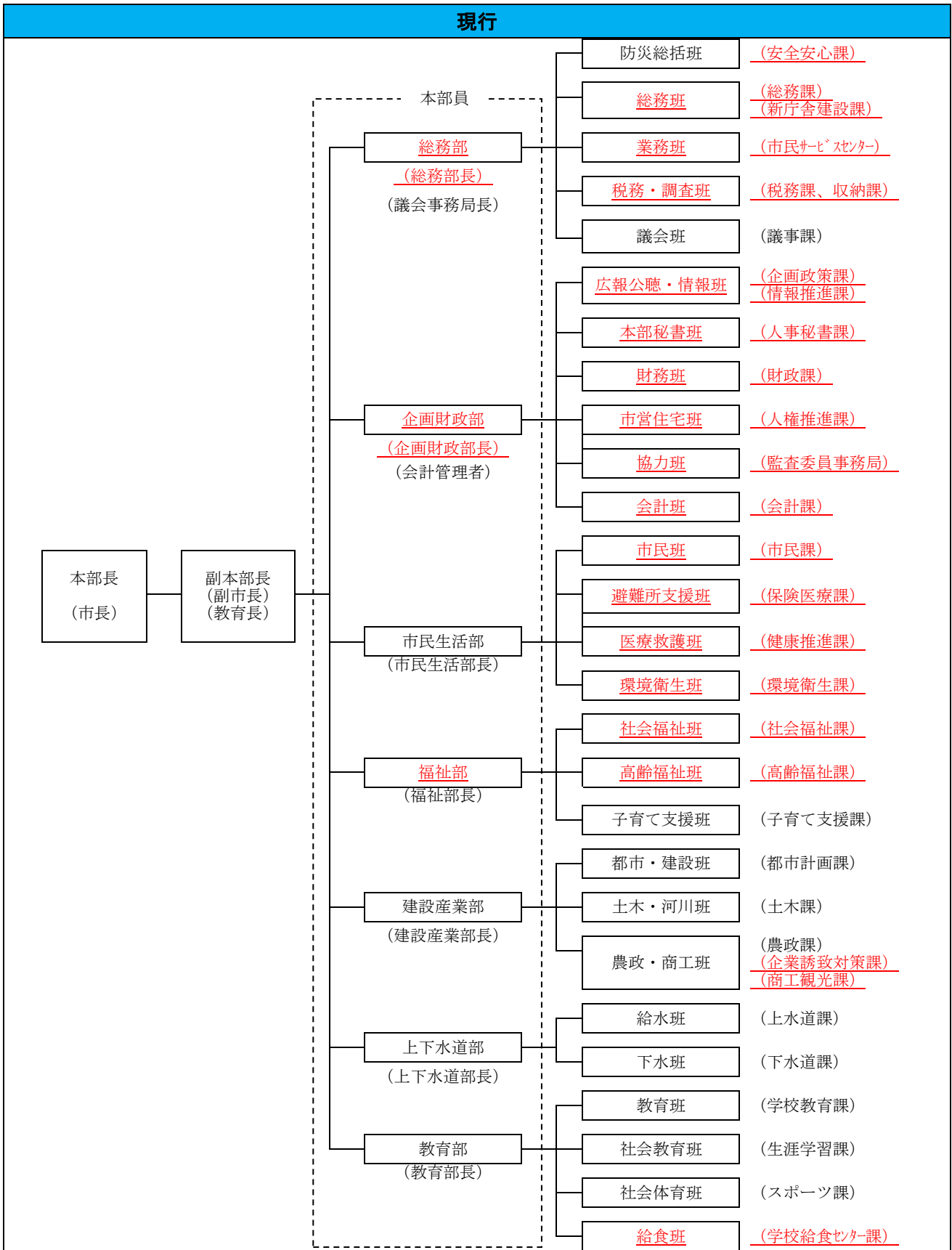
② <修正箇所> P123～
 ■第3編 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

現行	修正案
<p>第3節 広報</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 広報担当者</p> <p>市民への災害広報は、企画財政部広報広聴・情報班が担当する。</p>	<p>第3節 広報</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 広報担当者</p> <p>市民への災害広報は、市長公室広報広聴・本部秘書班が担当する。</p>

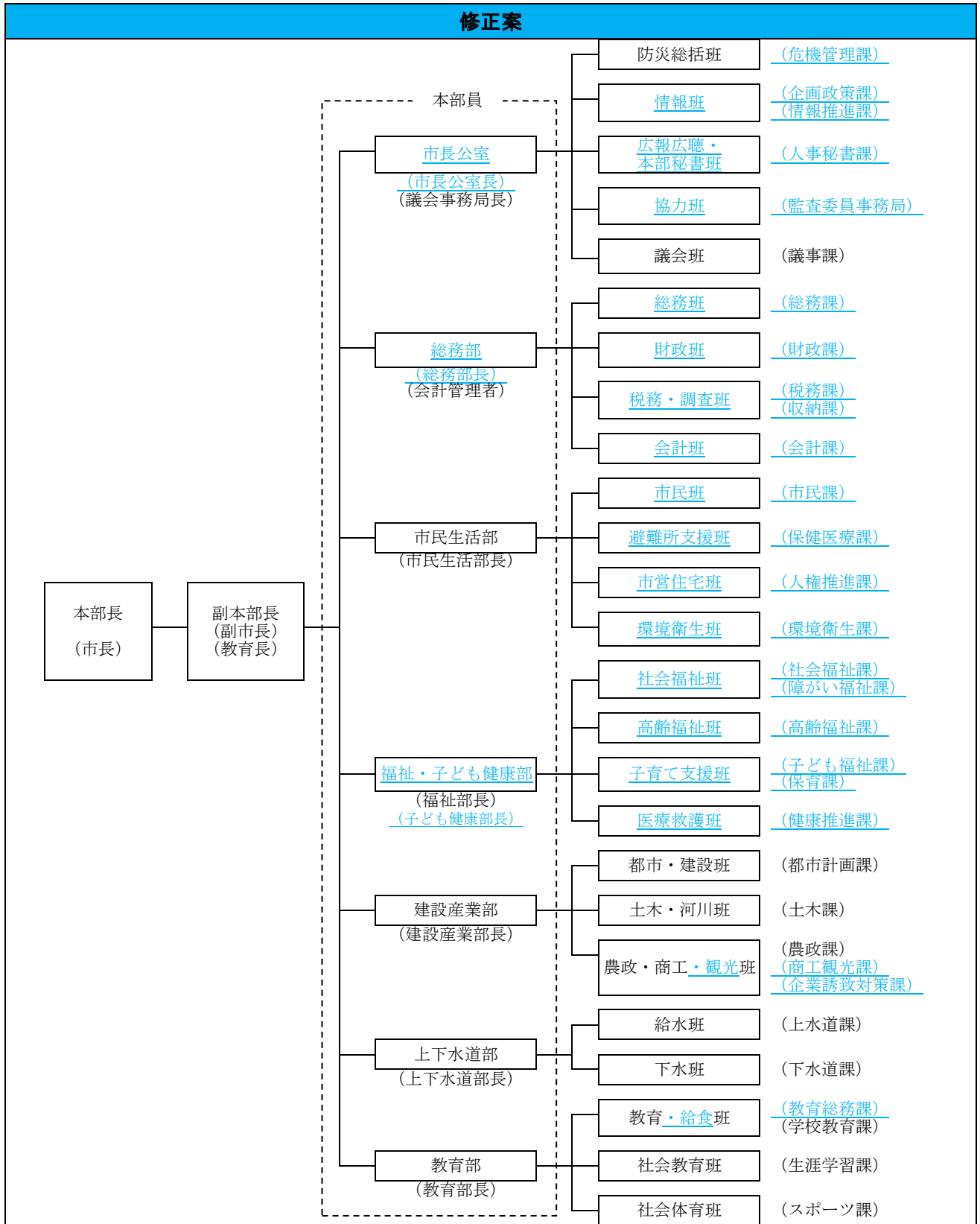
(3) 資料編

① <修正箇所> P1

■ 1 防災関係組織等 1-1 あま市災害対策本部組織図



修正案



② <修正箇所> P2～

■ 1 防災関係組織等 1-2 あま市災害対策本部所掌事務

現行

部名	班名	担当課	所掌事務
総務部	防災総括班	安全安心課	
	総務班	総務課 新庁舎建設課	<u>1 各班からの被害報告の取りまとめに関する事</u> <u>2 災害対策本部の運営協力に関する事</u> <u>3 救援物資及び義援物資の輸送に関する事</u> <u>4 災害関係文書の受理、配布発送に関する事</u> <u>5 市有財産の被害調査の総括に関する事</u> <u>6 公用車の配車調整及び民間車両の借上げに関する事</u> <u>7 非常電話など通信の確保に関する事</u> <u>8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事</u>
総務部	業務班	市民サービスセンター	<u>1 来庁者の安全確保、避難に関する事</u> <u>2 地域からの被害状況の収集に関する事</u> <u>3 本部との連絡調整に関する事</u> <u>4 各庁舎の通常業務の準備及び支援に関する事</u> <u>5 各庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関する事</u> <u>6 災害、被災に関する市民の相談、照会に関する事</u> <u>7 埋火葬許可に関する事 【あま市役所・七宝公民館内のみ】</u>
	税務・調査班	税務課 収納課	
	議会班	議事課	<u>1 市議会との連絡調整に関する事</u> <u>2 本部秘書班と協力して災害視察者及び見舞者の対応に関する事</u>
企画財政部	広報・情報班	企画政策課 情報推進課	<u>1 外国人の援護支援に関する事</u> <u>2 災害情報及び市民支援情報の収集</u> <u>3 災害広報に関する事</u> <u>4 報道機関の対応に関する事</u> <u>5 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関する事</u> <u>6 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の機能確保に関する事</u> <u>7 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関する事</u> <u>8 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事</u> <u>9 所管施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関する事</u> <u>10 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事</u>
	本部秘書班	人事秘書課	<u>1 本部長、副本部長の秘書に関する事</u> <u>2 職員の出勤、退勤、健康管理に関する事</u> <u>3 議会班と協力し災害視察者及び見舞者の対応に関する事</u> <u>4 職員の被災状況の把握に関する事</u> <u>5 災害派遣職員の受入、配置等に関する事</u>

現行

	<u>財務班</u>	<u>財政課</u>	<u>1 災害関係費の予算に関すること</u> <u>2 災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関すること</u> <u>3 災害対策に必要な食糧、物品、資機材等の調達と調整に関すること</u> <u>4 災害義援金品の受領及び配布に関すること</u>
	<u>市営住宅班</u>	<u>人権推進課</u>	<u>1 市営住宅の被害調査及び災害対策に関すること</u> <u>2 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること</u>
	<u>協力班</u>	<u>監査委員事務局</u>	<u>1 自衛隊の災害派遣要請に関すること</u> <u>2 企画財政部各班への応援協力に関すること</u>
	<u>会計班</u>	<u>会計課</u>	<u>1 緊急支払いの出納に関すること</u> <u>2 災害義援金の一時保管に関すること</u>
市民生活部	市民班	市民課	
	避難所支援班	保険医療課	
	<u>医療救護班</u>	<u>健康推進課</u>	<u>1 保健施設の被害調査及び災害対策に関すること</u> <u>2 医療救護班の編成及び救護所の設置、運営に関すること</u> <u>3 被災住民、避難住民の健康管理、衛生管理・指導に関すること</u> <u>4 歯科医師会、薬剤師会、医療機関、歯科医療機関、日本赤十字社愛知県支部との連絡調整に関すること</u> <u>5 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること</u> <u>6 市民病院の医療機能維持支援に関すること</u> <u>7 市民病院の被害状況調査及びとりまとめに関すること</u> <u>8 市民病院との連絡調整に関すること</u>
	環境衛生班	環境衛生課	
福祉部	社会福祉班	社会福祉課	
	高齢福祉班	高齢福祉課	
	子育て支援班	<u>子育て支援課</u>	
建設産業部	都市・建設班	都市計画課	
	土木・河川班	土木課	
	農政・商工班	農政課 企業誘致対策課 <u>商工観光課</u>	<u>16 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること</u> <u>17 観光客対策に関すること</u> <u>18 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること</u>
上下	給水班	上水道課	
	下水班	下水道課	

現行

教育部	教育班	学校教育課	
	社会教育班	生涯学習課	
	社会体育班	スポーツ課	
	<u>給食班</u>	<u>学校給食センター課</u>	<u>1 学校給食センターの災害応急対策及び被害調査に関すること</u> <u>2 学校給食に関すること</u> <u>3 保育園給食に関すること。</u> <u>4 炊き出しに関すること</u>

修正案

部名	班名	担当課	所掌事務
市長公室	防災総括班	<u>危機管理課</u>	
	<u>情報班</u>	<u>企画政策課</u> <u>情報推進課</u>	<u>1 外国人の援護支援に関すること</u> <u>2 庁内及び関係機関とのインフラ（IT関連）の機能確保に関すること</u> <u>3 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関すること</u> <u>4 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること</u> <u>5 所管施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関すること</u> <u>6 部の庶務及び部内各班との連絡調査に関すること</u>
	<u>広報広聴・本部秘書班</u>	<u>人事秘書課</u>	<u>1 本部長、副本部長の秘書に関すること</u> <u>2 職員の出勤、退勤、健康管理に関すること</u> <u>3 議会班と協力し災害視察者及び見舞者の対応に関すること</u> <u>4 職員の被災状況の把握に関すること</u> <u>5 災害派遣職員の受入、配置等に関すること</u> <u>6 災害情報及び市民支援情報の収集</u> <u>7 災害広報に関すること</u> <u>8 報道機関の対応に関すること</u> <u>9 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関すること</u>
	<u>協力班</u>	<u>監査委員事務局</u>	<u>1 自衛隊の災害派遣要請に関すること</u> <u>2 市長公室各班への応援協力に関すること</u>
	<u>議会班</u>	<u>議事課</u>	<u>1 市議会との連絡調整に関すること</u> <u>2 本部秘書班と協力して災害視察者及び見舞者の対応に関すること</u>

修正案

総務部	総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>各班からの被害報告の取りまとめに関すること</u> 2 <u>災害対策本部の運営協力に関すること</u> 3 <u>来庁者の安全確保、避難に関すること</u> 4 <u>地域からの被害状況の収集に関すること</u> 5 <u>救援物資及び義援物資の輸送に関すること</u> 6 <u>災害関係文書の受理、配布発送に関すること</u> 7 <u>市有財産の被害調査の総括に関すること</u> 8 <u>公用車の配車調整及び民間車両の借上げに関すること</u> 9 <u>非常電話など通信の確保に関すること</u> 10 <u>部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること</u> 11 <u>災害、被災に関する市民の相談、照会に関すること</u>
	財政班	財政課	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>災害関係費の予算に関すること</u> 2 <u>災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関すること</u> 3 <u>災害対策に必要な食糧、物品、資機材等の調達と調整に関すること</u> 4 <u>災害義援金品の受領及び配布に関すること</u>
	税務・調査班	税務課 収納課	
	会計班	会計課	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>緊急支払いの出納に関すること</u> 2 <u>災害義援金の一時保管に関すること</u>
市民生活部	市民班	市民課	
	避難所支援班	保険医療課	
	環境衛生班	環境衛生課	
福祉・子ども健康部	社会福祉班	社会福祉課・障がい福祉課	
	高齢福祉班	高齢福祉課	
	子育て支援班	子ども福祉課・保育課	
	医療救護班	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>保健施設の被害調査及び災害対策に関すること</u> 2 <u>医療救護班の編成及び救護所の設置、運営に関すること</u> 3 <u>被災住民、避難住民の健康管理、衛生管理・指導に関すること</u> 4 <u>歯科医師会、薬剤師会、医療機関、歯科医療機関、日本赤十字社愛知県支部との連絡調整に関すること</u> 5 <u>所管施設における避難所の開設及び運営に関すること</u> 6 <u>市民病院の医療機能維持支援に関すること</u> 7 <u>市民病院の被害状況調査及びとりまとめに関すること</u> 8 <u>市民病院との連絡調整に関すること</u>

修正案

建設産業部	都市・建設班	都市計画課	
	土木・河川班	土木課	
	農政・商工・観光班	農政課 <u>商工観光課</u> 企業誘致対策課	<u>16</u> 観光客対策に関すること <u>17</u> 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること
上下	給水班	上水道課	
	下水班	下水道課	
教育部	教育班	<u>教育総務課</u> 学校教育課	<u>9</u> <u>学校給食センターの災害応急対策及び被害調査に関すること</u> <u>と</u> <u>10</u> <u>学校給食に関すること</u> <u>11</u> <u>炊き出しに関すること</u>
	社会教育班	生涯学習課	
	社会体育班	スポーツ課	

③ <修正箇所> P9～

■ 1 防災関係組織等 1-3 非常配備基準

現行				修正案			
1 風水害等				1 風水害等			
非常配備の基準		時期		非常配備の基準		時期	
		始期	終期			始期	終期
第1非常配備	準備配備	1 次の注意報のうち、いずれかが市内に発表され、 総務部長 が指令したとき。 2 その他、 総務部長 が必要と判断したとき。	注意報が解除されたとき、又は初動体制に移行した場合。	第1非常配備	準備配備	1 次の注意報のうち、いずれかが市内に発表され、 市長公室長 が指令したとき。 2 その他、 市長公室長 が必要と判断したとき。	注意報が解除されたとき、又は初動体制に移行した場合。
	初動体制	1 次の警報のうち、いずれかが市内に発表され、 総務部長 が第1非常配備を指令したとき。 3 その他、 総務部長 が必要と判断したとき。	災害のおそれなくなり応急対策活動が完了し、 総務部長 が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。		初動体制	1 次の警報のうち、いずれかが市内に発表され、 市長公室長 が第1非常配備を指令したとき。 3 その他、 市長公室長 が必要と判断したとき。	災害のおそれなくなり応急対策活動が完了し、 市長公室長 が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。
2 地震・津波災害				2 地震・津波災害			
非常配備の基準		時期		非常配備の基準		時期	
		始期	終期			始期	終期
第1非常配備	初動体制	1 市内で震度4を観測した地震が発生した場合において 総務部長 が第1非常配備を指令したとき。	災害のおそれなくなり応急対策活動が完了し、 総務部長 が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。	第1非常配備	初動体制	1 市内で震度4を観測した地震が発生した場合において 市長公室長 が第1非常配備を指令したとき。	災害のおそれなくなり応急対策活動が完了し、 市長公室長 が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。

① <修正箇所> P12

■ 1 防災関係組織等 1-5 防災関係機関連絡先一覧

現行			修正案		
1 市			1 市		
機関名	電話番号	所在地	機関名	電話番号	所在地
あま市役所	444-1001	本庁舎 <u>あま市木田戊亥 18 番地</u> 1 甚目寺庁舎 <u>あま市甚目寺二伴田 76 番地</u>	あま市役所	444-1001	<u>あま市七宝町沖之島深坪 1 番地</u>

② <修正箇所> P26~

■ 4 防災施設・設備等 4-1 指定避難所一覧

現行					修正案				
番号	避難所名	施設管理	所在地	電話番号	番号	避難所名	施設管理	所在地	電話番号
4	七宝焼アートヴィレッジ	<u>七宝焼アートヴィレッジ</u>			4	七宝焼アートヴィレッジ	<u>商工観光課</u>		
13	甚目寺南防災センター	<u>安全安心課</u> (甚目寺区指定管理)			13	甚目寺南防災センター	<u>危機管理課</u> (甚目寺区指定管理)		
14	新居屋防災センター	<u>安全安心課</u> (新居屋区江上田町内会指定管理)			14	新居屋防災センター	<u>危機管理課</u> (新居屋区江上田町内会指定管理)		
35	美和児童館	<u>子育て支援課</u>			35	美和児童館	<u>子ども福祉課</u>		
36	甚目寺北児童館 (森憩の家)	<u>子育て支援課</u>			36	甚目寺北児童館 (森憩の家)	<u>子ども福祉課</u>		
37	甚目寺南児童館 (本郷憩の家)	<u>子育て支援課</u>			37	甚目寺南児童館 (本郷憩の家)	<u>子ども福祉課</u>		
38	甚目寺西児童館 (新居屋憩の家)	<u>子育て支援課</u>			38	甚目寺西児童館 (新居屋憩の家)	<u>子ども福祉課</u>		
40	甚目寺会館	<u>産業振興課</u> (商工会指定管理)			40	甚目寺会館	<u>商工観光課</u> (商工会指定管理)		